

資料提供  
令和4年7月7日  
課名 水産課  
担当者 木村  
電話 082-513-3610（直通）  
内線 3609

## 赤潮警報第1号 県東部海域でシャットネラ属赤潮

県東部海域で、有害赤潮プランクトンのシャットネラ属が警報発令基準を超える密度で確認されましたので、赤潮警報を発令しました。

なお、この赤潮による漁業被害は現在報告されていません。

### 1 発令日

令和4年7月7日（木）

### 2 発令海域

県東部海域（三原市以東）

### 3 出現している有害種および最高密度

シャットネラ属

最高密度：1,817 細胞/ml（3種類の合計） 調査定点：福山市田尻

シャットネラ・アンティカ、シャットネラ・マリナ、シャットネラ・ガータの赤潮基準

**注意報** 基準密度…合計 10 細胞/ml 以上

発生範囲……魚類養殖漁場から 20km 以内の地区

**警報** 基準密度…合計 100 細胞/ml 以上

発生範囲……魚類養殖漁場から 10km 以内の地区

### 4 調査機関

東部農林水産事務所

### 5 対応

プランクトン調査結果を関係市・漁協に伝達した。

また、漁業者には次のことを注意するよう呼びかけている。

(1) 魚や漁場環境の調査監視を強化し、情報連絡を迅速にかつ密にすること。

(2) 養殖魚については、餌止めをするか、質のよい餌を少量給餌するようにし、ストレスを与えないように注意すること。

(3) 県は定期的に養殖漁場周辺のプランクトン調査を実施する。

(4) 解除等の際は情報提供します。

### 6 本年の注意報・警報発令状況

発令月日	区分	対象プランクトン	対象海域	備考
6月24日	注意報第1号	シャットネラ属	県東部海域	本日、警報第1号に切替
7月7日	警報第1号	シャットネラ属	県東部海域	

※広島県のホームページ「赤潮情報」

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/88/1170324265768.html>

赤潮注意報発令中

プランクトン調査結果（福山管内）

令和4年7月7日 東部農林水産事務所水産課

県東部地域では、有害シャットネラ属で6月24日に赤潮注意報が発令されていますが、以下の調査点でも、有害シャットネラ属が観察されています。今後、引き続き漁場環境に注意して下さい。

調査日：令和4年7月7日（木）

	採水場所	水温(°C)	時刻	プランクトン数(細胞数/ml)	
				シャットネラ spp.	カレニア・ミキモイ
①	内浦湾	28.0	10:24	41	0
②	千年	26.8	10:49	24	0
③	箱崎	27.0	10:14	48	0
④	横田	27.5	9:57	13	0
⑤	鞆	25.7	9:05	155	0
⑥	白茅	27.8	9:28	32	0
⑦	田尻	27.8	10:03	1,817	6

参考)シャットネラ・アンティーカ, マリーナ, オハータ: 合計値10細胞数/mlで注意報, 100細胞数/ml以上で警報となります。



赤潮注意報発令中

プランクトン調査結果（尾三管内）

令和4年7月7日 東部農林水産事務所水産課

県東部地域では、有害シャットネラ属で6月24日に赤潮注意報が発令されていますが、以下の調査点でも、有害シャットネラ属が観察されています。今後、引き続き漁場環境に注意して下さい。

調査日：令和4年7月7日（木）

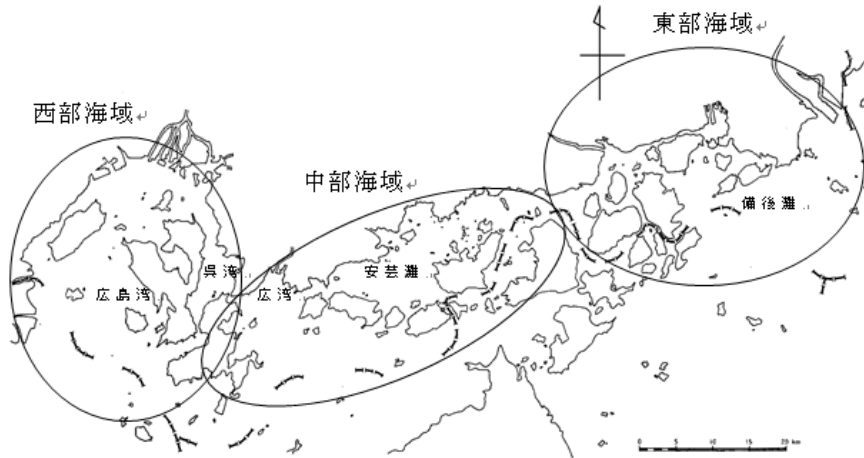
	採水場所	水温(°C)	時刻	プランクトン数(細胞数/ml)
				シャットネラ spp.
A	歌戸フェリー棧橋	28.0	9:11	9
B	向島町漁協棧橋	27.1	8:40	5

参考)シャットネラ・アンティカ, マリーナ, オハータ: 合計値10細胞数/mlで注意報, 100細胞数/ml以上で警報となります。



# 参 考 資 料

## 1 海域概要



## 2 赤潮の種類

### (1) シャットネラ赤潮について

海産ラフィド藻の一種であり、赤潮の原因藻類の一つである。大きさは数十ミクロン程度で、海水温 20～30℃になる夏場に増殖し赤潮となり、数百細胞/ml を超えるレベル（警報レベル）になると、魚類のへい死を引き起こす危険性がある。（右の図1はシャットネラ・アンティーカの顕微鏡写真）



図 1

### (2) カレニア・ミキモトイ赤潮について

西日本を中心に広く分布する渦鞭毛藻類で、長崎県の大村湾で確認された、赤潮の代表的な原因藻類である。大きさは数十ミクロン程度で、回転しながらひらひら泳ぐ。夏場に増殖し、赤潮となり、数千細胞/ml を超えると魚類のへい死を引き起こす危険性がある。過去に、瀬戸内海でも大きな漁業被害を引き起こした。（右の図2はその電子顕微鏡写真）

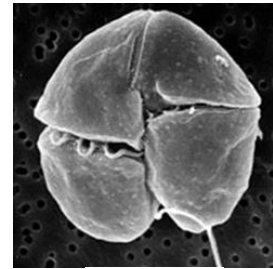


図 2

## 3 昨年度（令和3年度）の赤潮注意報・警報の発令状況

発令月日	区分	対象プランクトン	対象海域	備考
6月3日	注意報第1号	シャットネラ属	県東部海域	7月15日に警報第2号に切替
7月2日	注意報第2号	シャットネラ属	県西部海域	7月12日に警報第1号に切替
7月12日	警報第1号	シャットネラ属	県西部海域	
7月15日	警報第2号	シャットネラ属	県東部海域	

補足：9月6日に全ての警報及び注意報を解除